公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４４号
茨城県行方市山田3638番地
債務者　齊藤　勝夫
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月19日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第９９号
長野県上田市常入１丁目11番37号
債務者　古畑　博之
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織　　英子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１００号
長野県上田市常入１丁目11番37号
債務者　古畑　松子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織　　英子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月３日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５００号
神戸市灘区土山町７番32―305号
債務者　小林　千純（旧姓堀ノ内）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　真央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６３号
奈良県橿原市五条野町100番地の39
債務者　道下　圭子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月18日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
鳥取県境港市渡町2971番地２
債務者　福田　耕成
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　和久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第３７５号
広島県東広島市安芸津町木谷404番地８
債務者　脇舎　幸雄
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙須　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６７５号
広島市安佐南区東野２丁目26番30―202号
債務者　Ｄｉｓｈ堺町こと　大賀　清隆
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷脇　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２４号
広島市安佐南区沼田町大字伴6287番地１
債務者　お好み焼きゆかちゃんこと　吉田　定樹
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１９号
愛媛県大洲市若宮691番地５
債務者　戸田　正信
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月19日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１３号
金沢市末町15の23番地３
債務者　野村　茂晴
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　到
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２７８号
神奈川県大和市福田6030番地
債務者　前田　正義
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛田　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月11日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１９号
奈良県橿原市中曽司町288番地の１　サンフェアリーⅡ308号室、前住所奈良県橿原市曲川町５丁目14番21号
債務者　清水　直樹
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　無漏田恭生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
奈良県橿原市曲川町５丁目14番21号
債務者　巽　美都子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５３２号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐602番地３，603番地２
債務者　清田　道勝
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衛藤　二男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６１３号
横浜市磯子区杉田６丁目23番５号
債務者　小林　泰生
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　有希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００号
茨城県日立市東大沼町１丁目13番35号
債務者　酒井　光博
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
水戸地方裁判所日立支部